

令和5年度

定期監査結果報告書

淡路市監査委員

# 目 次

監査の種類	1
監査執行者	1
監査の期間及び対象	1
監査の実施方法	1
監査の着眼点	1
監査の結果	1
ふるさと納税推進課の監査の概要	3
むすび	11

# 令和5年度定期監査結果報告書

1 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査執行者 監査委員 清水 宏  
監査委員 榎谷 宏

3 監査の期間及び対象

- (1) 実施年月日 令和6年1月25日(木)
- (2) 監査対象 企画情報部ふるさと納税推進課所管事務
- (3) 実施場所 淡路市役所2号館3階 監査委員室

4 監査の実施方法

- (1) 令和5年4月1日から同年12月31日までの企画情報部ふるさと納税推進課の予算・事業執行が、計画的かつ効率的に行われ、その手続は適正であるかを事前に関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行った。
- (2) 所管する事業の取組状況や課題について、関係職員から質疑応答形式により聴取した。
- (3) 淡路市監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に基づき行い、例月出納検査の状況も参考にした。

5 監査の着眼点

企画情報部ふるさと納税推進課の所管事務について、その予算・事業執行、契約等の財務に関する事務が法令に適合し、正確に行われているか、事務執行が住民の福祉の増進に寄与しているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように執行されているか、組織及び運営の合理化に努めているか、委託業務に関する管理状況、人員配置及び当該事務に携わる職員の勤務管理などを監査対象とした。

事務代行委託事業者の選定及び業務管理の方法、返礼品の募集と認定の仕組みについて、その履行が公平かつ適正に執行されているかを重点監査項目と定め、監査した。また、令和5年10月からふるさと納税制度が厳格化されたことに伴い、国基準(募集費用総額5割以下基準、返礼品割合3割以下基準、地場産品基準)に対する適切な措置が講じられているかについても確認を行った。

## 6 監査の結果

企画情報部ふるさと納税推進課の所管事務における予算・事業執行、契約等の財務に関する事務手続については、監査した限りにおいて、適正に事務処理がなされていると認められる。監査の概要は、後述のとおりである。

## ふるさと納税推進課の監査の概要

### 【ふるさと納税推進課の主な業務内容・職員数】

#### <ふるさと納税係>

返礼品、納付ツール、プロモーション活動、ワンストップ特例申請、寄附金納入、寄附金管理システム、指定申請、寄附金活用事業、ふるさと納税ファンディング事業、企業版ふるさと納税に関すること。

#### <職員数>

管理職 1人、一般職員（管理職以外） 3人、会計年度任用職員 1人  
会計年度任用職員（12月から翌1月までの短期雇用。ワンストップ特例申請関係事務を補助するために雇用） 5人

### 【歳入・歳出予算執行状況】

ふるさと納税推進課の予算は、ふるさと寄附金の金額が直結するものであり、当該年度の実績（進捗状況）に応じ、適宜、補正予算を組み執行されている。また、基金の積立てや他部局の寄附金活用事業に伴う基金の取崩しは、年度末に行われるため、12月末現在においては未執行の予算もある。

歳入予算額は6,476,764,000円で、主なものはふるさと寄附金などの総務費寄附金、夢と未来へのふるさと基金の利子、ふるさと寄附金を活用した他部局の事業執行に伴う基金繰入金である。12月末現在での収入済額は2,422,432,139円で、収入率は37.40%となっており、予算に対し収入率が低い理由は、1月から3月までの寄附金収入が見込まれるためと、基金繰入金は年度末に確定し執行されるためである。（1月25日時点の補足では、総務費寄附金が33億円を超えたとの説明があった。）

歳出予算額は6,174,791,000円で、前年対比29億円余（189.02%）の増額となっている。増額の主な要因は、寄附額に基づき算出される事務代行委託料や掲載サイト手数料等である。歳出の内訳は、事務代行委託料等の委託料、掲載サイト手数料及び送料等の役務費、町内会等を対象とした活力ある地域づくり支援をはじめとするふるさとづくり補助金などのふるさとづくり推進事業費と、夢と未来へのふるさと基金の積立金である。12月末現在での執行済額は1,307,571,026円で、執行率は21.18%となっており、予算に対し執行率が低い理由は、1月から3月までの委託料、手数料等の支出が見込まれるためと、基金積立金は年度末に金額が確定し執行されるためである。

令和5年12月末現在の歳入歳出予算執行状況は、次のとおりである。

令和5年度歳入予算執行状況（R5.12月末現在）

（単位：円、％）

事業名	予算現額	収入済額	収入率
利子及び配当金	1,190,000	691,119	58.08%
総務費寄附金	3,804,700,000	2,421,702,000	63.65%
夢と未来へのふるさと基金繰入金（他部局事業費分含む）	2,658,315,000	0	0.00%
その他雑入	0	39,020	—
現年度分計	6,464,205,000	2,422,432,139	37.47%
夢と未来へのふるさと基金繰入金（他部局事業費分含む）	12,559,000	0	0.00%
明許繰越分計	12,559,000	0	0.00%
歳入合計	6,476,764,000	2,422,432,139	37.40%

令和5年度歳出予算執行状況（R5.12月末現在）

（単位：円、％）

事業名	予算現額	支出済額	執行率
ふるさとづくり推進事業	2,368,901,000	1,307,571,026	55.20%
夢と未来へのふるさと基金費	3,805,890,000	0	0.00%
現年度分計	6,174,791,000	1,307,571,026	21.18%
明許繰越分計	0	0	—
歳出合計	6,174,791,000	1,307,571,026	21.18%

<ふるさとづくり推進事業の内訳>

報酬2,304千円、職員手当等408千円、共済費135千円、報償費59千円、旅費541千円、需用費1,552千円（消耗品費1,072千円、食糧費4千円、印刷製本費476千円）、役務費249,161千円（通信運搬費3,576千円、広告料8,318千円、手数料237,267千円）、委託料1,030,524千円（事務代行委託料1,030,005千円、寄附管理システム保守委託料519千円）、使用料及び賃借料539千円（機材等借上料99千円、機器等使用料440千円）、負担金30千円、補助金22,318千円（ふるさとづくり補助金）

## 【所管する主な事業】

### ＜寄附金業務＞

魅力ある返礼品を創出するとともに、寄附者に迅速に返礼品を届けるため、事務の一部を民間事業者に代行委託し、返礼品の受注・発注及び支払精算業務等の効率化に努めている。具体的には、返礼品の新規開拓や既存返礼品の拡充を図り、返礼品取扱事業者と調整を行い、リピーター確保に向けた取組を推進するとともに、返礼品のカタログ等の作成・発送、返礼品のポータルサイトの掲載内容の調整、寄附者への返礼品発送、問合せ対応やクレーム対応に係る業務を行っている。

寄附額の拡大を図るため、令和3年9月にふるさと納税推進課が設置され、令和6年度までに寄附金累計額100億円達成を目標に掲げ、ポータルサイトの増設やポータルサイトの優先広告等を活用した広報戦略及び返礼品の充実に取り組み、幅広く情報発信した結果、寄附額は目標以上に伸びている。

今後もこれまでの取組を継続しつつ、更なる加工品や宿泊等の返礼品の充実を図るとともに、ポータルサイトの増設、リピーター確保等の取組を積極的に行う予定である。

### ＜寄附金活用業務＞

寄附者の思いを形にするため、ふるさと寄附金を活用し、子どもたちの教育環境の整備など担当部局と連携し事業を実施するとともに、活力ある地域づくり支援事業、環境保全支援事業、教育推進事業、観光振興等の補助事業を行っている。

また、ふるさと納税寄附金の使い道に関する寄附金活用報告を作成しホームページに公開するとともに、返礼品のカタログ発送時にも同封し情報発信に努めている。

令和5年度からは、更なる地域資源の掘り起こしと市内産業の活性化を図るため、返礼品の開発等に取り組む者を対象とした補助制度としてふるさと産品開発等支援事業を開始し、12月末現在で8件の実績がある。

## 事業実績の推移

(単位：千円)

年度	R1	R2	R3	R4	R5 ※
決算額	308,399	493,522	700,677	1,584,499	1,307,571

※ R5年度は令和5年12月末現在の金額

寄附実績の推移

(単位：件、円)

年度	件数	金額	年度	件数	金額
H20	455	29,169,781	H28	25,819	383,100,812
H21	370	12,865,152	H29	15,037	270,086,263
H22	780	28,102,578	H30	10,335	239,097,500
H23	880	20,473,600	R1	23,373	514,198,674
H24	1,852	57,878,960	R2	39,767	772,434,000
H25	5,377	87,406,391	R3	62,892	1,120,100,602
H26	26,629	287,509,312	R4	203,912	2,569,979,200
H27	26,558	470,602,406	R5※	277,606	3,320,007,000
			合計	721,642	10,183,012,231

※ R5 年度及び合計の欄は、令和 5 年 12 月末現在の件数及び金額

補助金の交付状況

(単位：件(上段)、千円(下段))

補助名称	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		件数	47	44
活力ある地域づくり支援事業補助金	金額	19,649	12,556	15,844
	件数	2	1	0
ふるさと景観整備事業補助金	金額	996	500	0
	件数	3	3	0
魅力ある学生生活支援事業補助金	金額	8,799	29,900	0
	件数	0	4	17
ふるさと同窓会支援事業補助金	金額	0	158	728
	件数	—	—	8
ふるさと産品開発等支援事業補助金	金額	—	—	5,745

※ R5 年度は令和 5 年 12 月末現在の件数及び金額

夢と未来へのふるさと基金残高

(単位：円)

年度 (年度末現在)	金額
令和 3 年度	1,197,235,719
令和 4 年度	1,981,090,037
令和 5 年度 ※見込み	3,128,665,000

## 【各調査の結果】

### ＜事務代行委託事業者の選定及び業務管理＞

事務代行委託について、事業者の選定・契約、履行確認の方法等に関し確認した。

- ・現在の契約は令和3年12月28日付けで締結されたものであり、プロポーザル方式による随意契約である。淡路島内に本社若しくは本店を有する事業者を参加要件としていることから、公平に応募の機会が与えられていたと認められる。また、その結果はホームページに公表されており、選定過程は明瞭である。
- ・仕様書、契約書等の契約事務に必要な決裁や支出に関する決裁は、淡路市事務決裁規程（平成17年淡路市訓令第2号）に基づき適正に行われている。
- ・業務に関する事務マニュアルが作成されており、事務代行委託事業者や返礼品取扱事業者など関係者間で共有されている。返礼品の募集・参加申請の際にも当該マニュアルが活用され、国（総務省）が示す返礼品の出品基準（地場産品基準）についての理解を促し、事業実施に関する認識に齟齬がないよう配慮されている。
- ・返礼品のキャンセル、品質、発送過程の事故など問題発生時の対応フローを確認した。
- ・寄附金に関する情報を一元管理するシステムを導入し、返礼品の発送が確認できないと請求書の発行画面に進めない仕様としている。不正請求に備えた措置が講じられるとともに、履行確認はシステム上のデータで確認できるなど効率化が図られ、適正に行われていることを確認した。
- ・契約と支出負担行為との整合性を確認した。毎月、契約書に基づいた正当な支払いがなされている。

### ＜返礼品の募集と認定の仕組み＞

- ・事務代行委託事業者と連携し、ホームページへの掲載をはじめ広く返礼品の提案募集をしている。
- ・返礼品の発送事務を効率化するため、パソコン、メールのシステム利用を要件としている。
- ・返礼品の認定過程においては、地場産品基準や返礼品の価格算定等の取扱いを示した事務マニュアルを活用し、ふるさと納税推進課と事務代行委託事業者が精査し、返礼品取扱事業者が適正な履行ができると判断した場合に限り認定する仕組みとなっている。

- ・正式に返礼品を認定する際は、返礼品取扱事業者に詳細な商品エントリーシート<sup>1</sup>の提出を求め、事務代行委託事業者と返礼品取扱事業者との間で、ふるさと納税に係る返礼品送付業務に関する契約書を締結し、業務フローの確認、返礼品の品質保証、個人情報の取扱いについて確認している。
- ・令和5年度にふるさと産品開発等の補助制度を新設し、地域資源の掘り起こしとブラッシュアップによる魅力的な返礼品の創出に注力している。また、定期的に研修会等を開催し、リピーター確保につながるノウハウを返礼品取扱事業者に伝授し、フォローアップを行っている。

#### <国基準の適合性>

- ・職員の国基準遵守に対する意識と基準適合性について確認した。事務代行委託事業者については、仕様書、契約書等により法令遵守を条件としている。
- ・募集費用総額5割以下基準、返礼品割合3割以下基準は、総務省に報告している現況調査票にて確認した。令和5年10月からのふるさと納税制度の厳格化に際し、返礼品の寄附額の設定を上げるなど返礼品取扱事業者と調整し、適正な履行に努めている。また、事務代行委託事業者と委託料の見直しを行い、変更契約を締結している。
- ・返礼品取扱事業者に誓約書の提出を求め、地場産品基準の適合性を担保している。また、商品エントリーシートにも地場産品基準の欄を設け、返礼品取扱事業者に要件の確認をさせることで法令遵守の意識付けを図っている。
- ・適合性に疑義が生じないように、地場産品基準の確認が困難なものについては認定しないなど、リスク回避の意識が高く保たれている。
- ・地場産品基準の違反が疑われた場合の対処方法は、原材料の仕入れルート、製造過程、発送までの保存管理方法などを現地調査により確認している。特に、ふるさと納税用の産品とそれ以外の商品の管理については、ストックヤードの分別を調査するなど、在庫管理まで徹底した対策を講じている。

#### 【意見】

ふるさと納税業務は平成20年度から開始され、平成31年（令和元年）度からは、ふるさと納税に関する寄附受付、問合せ等対応、返礼品のカタログ等の作成・発送、返礼品の発送管理等の業務を委託している。ふるさと納税が全国的に注目され、寄附件数・金額の増加に伴う業務増により職員の過重労働が危惧された時期もあったが、業務の一部を外部に委託する措置や期限付き会計年度任用職

員の雇用により、適正な人員配置が行われていることを確認した。年度当初の契約事務や12月から1月までのワンストップ特例申請などの繁忙期には、事務量が膨大であり職員の負担が懸念されるため、引き続き、勤務管理に努められ、委託することにより能率化、効率化が図られるものはないか精査するなど、常に改善意識を持って業務に当たられたい。

これまでの寄附件数・金額の推移から考えると、民間事業者のノウハウを活用し事業展開を図った効果が表れている。寄附金の納入から返礼品の発送までの時間短縮によりリピーター確保を目指すなど、事業実施において方針を共有し、適宜、事務代行委託事業者と協議・交渉を重ね、時流に乗った業務内容や委託料等の見直しを行っていることも確認できた。また、令和5年10月からの総務省通知による国基準を遵守するとともに、業務を適切に遂行するため9月26日付けで変更契約を締結するとともに、返礼品取扱事業者と調整し、返礼品の寄附金額を見直すなど適切な対応がうかがえた。

委託料等の支出については、契約書に基づき毎月正当な支払いがなされており、添付書類に軽微な誤りがあったが、支払の根拠、金額に影響する部分ではなかった。例月出納検査においても毎月の支出調書の確認を行っているが、その他不自然な点はなかった。事務代行委託の内容は多岐にわたり支出金額の規模も大きいことから、引き続き適切な履行確認に努め、必要な場合は在庫確認等の現物確認を実施されたい。

新たな取組である地元資源の掘り起こしや商品化への支援事業は、地域産業の活性化につながるものである。これまでの需要や実績を検証した結果であり、評価できる。返礼品の取扱を希望する者等へのフォローアップを継続し、必要に応じて改善を加え、より良いものとなるよう取組を推進されたい。

ふるさと納税推進課は、「寄附金を集める業務」と「寄附金を使う業務」を所管しているが、事務分掌により担当職員を分けて遂行しているとともに、使う業務については、事業補助はふるさと納税推進課で事務を行っているが、その他寄附金を活用した事業実施（支出）の決定には財政課を中心に他部局と調整し執行されるなど、権限が分散されていることが確認できた。組織としてリスクを常に意識しながら地域行政における課題解決に向けた事業展開とその効果の最適化に取り組まれているものと評価する。

## む す び

企画情報部ふるさと納税推進課における予算・事業執行、契約等の財務に関する事務手続については、監査した限りにおいて、適正に事務処理がなされていると認められる。

寄附額の累計が100億円を達成されたことは、これまでの関係各位の取組や地元産品の魅力が多くの方に認められた結果と言える。また、淡路市では、職員一丸となって寄附金の確保に取り組まれていることに敬意を表したい。

全国的にふるさと納税が急増するなか、これまでも増して競争が激化している。一方、今年度は総務省が示す国基準が厳格化されるなど、制度変更への対応の苦労は計り知れない。事務代行委託事業者等との交渉や工夫により、いかにして制度を遵守し、最少の経費で最大の効果を得ることができるのか検討した軌跡から、担当職員の努力がうかがえた。常に課題を洗い出し、目標を明確化し、どのように達成するか、どんな支援が必要かなどを話し合っている。特集チラシを作成し、返礼品の生産者を見える化した点も、返礼品に興味をかきたてられるとともに安心感を与える効果もあると考えられ、工夫を凝らした取組である。地元産品の掘り起こしやブラッシュアップによる地域の活性化は、地域住民の淡路市への愛着や誇りにつながるものである。地域資源を活用した魅力ある返礼品の充実を図ることで淡路市の魅力を発信し、産地や応援する地域への訪問をはじめ、移住・定住のきっかけに結びつけるなど、関係人口の増加と地域活性化につなげていくことを期待する。

最後に、行政運営においては、地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されていることから、事業執行に当たっては、引き続き、十分な精査と検討を重ね、地域住民の信頼と理解が得られるよう精励されたい。